

旭川市総合体育館
ネーミングライツ・スポンサー募集要項

令和5年12月

旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課

旭川市では、平成30年4月から、法人その他の団体における地域社会への貢献及びPRに向けて、市有施設に愛称を付ける施設命名権者（ネーミングライツ・スポンサー）を公募し、施設に愛称を付しています。

令和6年3月で「旭川市総合体育館」のネーミングライツ・スポンサー契約期間が満了することから、令和6年4月以降のネーミングライツ・スポンサーを募集します。

※ネーミングライツとは、市が設置する施設について、条例、規則等で定める名称に代えて使用する名称（以下「愛称」という。）を付与する施設命名権。

1 目的

ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、安定的な自主財源を確保し、当該施設の持続可能な維持管理、運営を図るほか、本市とネーミングライツ・スポンサーとが連携及び協力することにより、施設の魅力を高め、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ります。

2 対象施設の概要

(1) 施設名

旭川市総合体育館

(2) 所在地

北海道旭川市花咲町5丁目

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図ること

(4) 施設規模・構造等

鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建，一部平屋建

延床面積6,958㎡

(5) 施設内容

別紙パンフレットのとおり

(6) 利用状況

≪旭川市総合体育館利用者数≫								
	大会件数				専用利用者数		個人利用者数	総利用者数
	全国大会	全道大会	地区大会	計	大会	大会以外		
平成30年度	5	38	86	129	47,221	31,692	84,469	163,382
令和元年度	5	38	83	126	46,454	26,604	74,983	148,041
令和2年度	4	3	51	58	23,206	17,447	44,290	84,943
令和3年度	3	20	62	85	37,714	15,990	41,869	95,573
令和4年度	9	31	74	114	61,238	26,964	55,341	143,543

3 愛称の付与

体育館に対し、企業名、商品名等を含めた愛称を付与することができます。ただし、次の事項に留意してください。

(1) 愛称付与の条件

ア 公の施設としてふさわしいものであり、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から、市民や施設利用者等（以下「利用者等」という。）の理解が得られる愛称を提案してください。

イ 愛称には、「体育館」を含めてください。

ウ 著作権、商標権等の知的財産権については、応募者側において、権利者との調整等を完了していることが必要です。それらに関する紛争等が生じた場合は、応募者側の責任と費用において解決するものとし、本市は責任を負わないものとします。

エ 今回募集する名称は、施設の愛称であるため、条例で定める施設の名称の変更は行いません。

オ 利用者等の混乱を避けるため、愛称と正式名称を併記する等の措置を講ずることがあります。

(2) 禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできません。

ア 法令等に抵触するもの又はそのおそれのあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 政治活動又は宗教活動に関するもの

エ 個人又は団体の意見広告に関するもの

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの並びにこれらに類似するもの

カ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

キ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に関するもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと思われるもの

(3) 愛称の変更

利用者等の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできないものとします。

(4) その他

ア 本市は愛称を積極的に使用し、ホームページ、広報誌等の広報媒体で愛称の普及及び定着に努めるほか、関係団体に対し周知及び使用を促すものとします。

イ 国際試合のような規模が大きい大会等が開催される場合、イベントに伴う報道等において愛称の使用が制限されることがあります。

4 愛称の表示

(1) ネーミングライツ・スポンサーは、施設名称を表示する看板、サイン、案内看板等（以下

「看板等」という。)の表示を変更することができます。

- (2) 本市と協議の上、新たに愛称を表示する看板等を設置することができます。(法令に基づく規制、施設構造等により制限される場合があります。)

5 ネーミングライツ料(最低金額)

年額250万円(消費税額及び地方消費税額別途)

※この金額以上での募集とします。

6 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

契約期間終了後の継続(1回に限る。)に関しては、現契約と同条件以上であれば、現在のネーミングライツ・スポンサーに優先交渉権があります。

なお、優先交渉権とは、ネーミングライツ契約期間満了後、優先的に次回契約を交渉できる権利です。

7 スポンサーにとってのメリット

- (1) ネーミングライツ・スポンサーには、次の特典があります。詳細については、優先交渉権者と協議の上、決定します。

・指定管理者がネーミングライツ・スポンサー名を付けた事業を開催いたします。

(年間1回とし、事業については指定管理者が決定します。)

・施設内にネーミングライツ・スポンサー名を掲示することができます。

(掲示場所等については、本市及び指定管理者と協議の上、決定します。)

・ネーミングライツ・スポンサーが管理する媒体(ホームページ、出版物等)に、総合体育館のネーミングライツが付与されていることを表示することができます。

- (2) (1)のほかに希望するスポンサーメリットがある場合、ネーミングライツ・スポンサー応募申請書(様式1)に記入してください。

- (3) 当該スポンサーメリットについては第三者への譲渡、承継等はできません。

8 命名に伴う表示の変更等に係る費用負担

本市とネーミングライツ・スポンサーの費用負担は、次表のとおりとします。

区 分	本市	ネーミングライツ・スポンサー
敷地内外の看板等の表示変更及び新規設置※ ¹		○※ ²
契約期間終了後の原状回復		○※ ²
パンフレット、封筒等の印刷物の表示変更※ ³	○	

※1 市及び関係機関と協議の上、可能な場合行うことができます。

なお、看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び旭川市屋外広告物条例(平成11年旭川市条例第57号)等の関連法令等を遵守の上、ネーミングライツ・スポンサーにおいて必要な事務手続を行ってください。

さい。

※2 敷地内外の看板等の表示変更，新規設置及び契約期間終了後の原状回復に係る費用については，ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・スポンサーが負担することとなります。

※3 残部数や改訂時期等を考慮し，協議の上，決定するものとします。

9 応募資格

応募資格を有する者は，ネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。ただし，次に掲げる業種又は法人等は除くものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種の法人等
- (2) 貸金業法第2条第2項に規定する貸金を業とする法人等
- (3) たばこに関連する業種（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第22条第1項に基づき製造たばこの小売販売業の許可を受けたものを除く。）の法人等
- (4) ギャンブル（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づき発行される宝くじ及び公営競技に係るものを除く。）に係る法人等
- (5) 社会問題を起こしている業種，法人等
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う法人等
- (7) 興信所，探偵事務所等
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の法人等
- (9) 各種法令に違反している法人等
- (10) 行政機関からの行政指導を受け，改善がなされていない法人等
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する法人等
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者に該当する法人等
- (13) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引を行う法人等
- (14) 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている法人等
- (15) 法人税，消費税，地方消費税又は本店所在地の市町村税（東京23区にあっては都税）を未納若しくは滞納している法人等
- (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか，本市のネーミングライツ・スポンサーとして不適当と認められる法人等

10 応募手続

(1) 募集要項の配布期間及び応募期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月16日（火）まで。（土曜日・日曜日・祝日及び12月30日から1月4日までを除く。）

受付時間は9時から17時まで。

(2) 応募方法

応募期間内に次の提出書類を持参又は郵送により応募してください。（郵送の場合は、令和6年1月16日（火）必着とします。）

なお、電子メール、ファクシミリ等による受付は行いません。

【提出書類】

ア ネーミングライツ・スポンサー応募申請書（様式1）

イ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ 直近3年分の決算報告書

オ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証する証明書並びに市税等の滞納のないことを証する証明書

※ 本市が必要と認める場合、その他の書類の提出を求める場合があります。

【提出先】

（住 所）〒070-8525 北海道旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎1階

（所管課）旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課

(3) 施設見学会

応募者（応募予定者を含む。）を対象に次のとおり施設見学会を開催します。参加を希望する法人等は12月22日（金）までに施設見学会参加申込書（様式2）を「20 申込み・問合せ先」に持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

ア 開催日時 令和5年12月27日（水）

午前10時から正午まで

集合場所等については、参加申込時に連絡します。

イ 内 容 旭川市総合体育館の見学

ウ 参加者 1応募者につき原則2名までとします。ただし、2名を超える場合は、本市との事前協議が必要となります。

(4) 応募に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和5年12月15日（木）から令和6年1月9日（火）まで

イ 受付方法 質問書（様式3）に記入の上、「20 申込み・問合せ先」に持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

(5) 応募に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和6年1月12日（金）までに質問者へファクシミリ又は電子メールで送付します。また、全ての質問と回答については、市ホームページ（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/589/d062579.html>）にて公表します。

11 応募に関する留意事項

- (1) 提出された書類の内容を変更することはできません。
- (2) 応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、応募書類は公表することがあります。
- (3) 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (4) 本市が提示する設計図書等の著作権は本市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業の内容について公表する場合その他本市が必要と認める場合は、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 応募期間内に所定の提出書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

13 選定方法

関係部局の職員、関係団体等の外部委員で組織する審査委員会において、次の審査項目及び審査基準を基に総合的に審査を行い、優先交渉権者の特定と併せて、次点以下の交渉順位について決定します。

審査項目	主な審査基準	配点
応募団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募法人等の経営は健全か ・ 地域社会への貢献度は高いか ・ 応募法人等の理念やイメージが施設の目的とかい離していないか 	40点
愛称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に親しみやすく、呼びやすいものか ・ 施設の管理運営に支障は生じないか ・ 同施設を利用する競技団体等の活動に支障は生じないか 	10点
金額	<p>応募金額を応募者全体における最高応募金額で除して算出した率に40点を乗じた値（小数点以下第1位を四捨五入）を得点とする。</p> <p>《算定式》</p> $\frac{\text{応募金額}}{\text{応募者全体における最高応募金額}} \times 40 \text{点}$	40点
その他 (施設の魅力向上、 地域活性化につながる提案 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入施設にふさわしい内容か ・ 実現可能な内容か 等 <p>審査において必要な事項</p>	10点
合 計		100点

- ※ 応募者が1者の場合でも審査委員会においてネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいか否かについて審査等を行います。
- ※ 審査委員会は、優先交渉権者が提案した愛称に対し、意見を付することがあります。
- ※ 結果については、応募者に文書で通知します。また、審査点数、審査の経過、優先交渉権者名等について、市ホームページで公表します。

14 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の特定後、契約に係る必要事項、愛称に係る事項、スポンサーメリット等について協議を行います。

協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

15 ネーミングライツ・スポンサーの決定、契約締結及び公表

(1) ネーミングライツ・スポンサーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との協議が調った場合は、当該法人等をネーミングライツ・スポンサーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) 公表

ネーミングライツ・スポンサーの決定後、速やかに当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページ等で公表します。

16 ネーミングライツ料の納入時期等

ネーミングライツ料は、契約期間中の各年度（4月から3月まで）の4月末までに、本市が発行する納入通知書に基づき、支払うものとします。なお、分割して支払うことはできません。

17 契約の解除

(1) 本市は、ネーミングライツ・スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ・スポンサーの決定の取消し、又は契約期間満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

ア ネーミングライツ・スポンサーの優先交渉権者資格の取得後に応募資格要件を欠いたとき。

イ ネーミングライツ・スポンサーが契約に違反したとき、又は正当な理由なく契約に定める義務を履行しないとき。

ウ ネーミングライツ・スポンサーが公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行い、本市又は体育館のイメージが損なわれるおそれが生じたとき。

エ ネーミングライツ・スポンサーが法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

オ ネーミングライツ・スポンサーが国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。

カ その他の事情等により、ネーミングライツ・スポンサーとすることが適当でないと認め

られるとき。

- (2) 本市が対象施設を廃止したときには、本市は、契約期間満了を待たずに契約を解除できるものとします。この場合において、原状回復等に必要費用はネーミングライツ・スポンサーの負担とします。

18 その他

- (1) 新たにスポンサーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合、又は愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合は、ネーミングライツ・スポンサーが費用等を負担することとなります。
- (2) その他、契約に定めがない事項が生じた場合は、本市とネーミングライツ・スポンサーが協議するものとします。

19 スケジュール

ネーミングライツ・スポンサーの選定から契約期間の開始までは、次のスケジュールで行う予定です。

令和6年1月	ネーミングライツ・スポンサー審査委員会
1月	優先交渉権者との協議
令和6年2月上旬	契約締結（契約内容の公表）
契約締結後 随時	施設パンフレット、HP作成 看板等設置・変更
令和6年4月1日	契約期間開始

20 申込み・問合せ先

〒070-8525

北海道旭川市6条通10丁目

旭川市第三庁舎1階

旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課

担当 鎌上

TEL：0166-23-1944

FAX：0166-25-2680

Email：sport@city.asahikawa.lg.jp